

(7) 自転車通勤手当

○日によって異なる交通手段を利用できるような支給額の設定が望まれます

従業員は自転車通勤によって、駐輪場代や自転車損害賠償責任保険等の保険料や掛け金、自転車のメンテナンス費など、一定の費用を負担することになります。また、雨の日には別の交通手段を利用するなどにより、別に交通費が発生する場合も考えられます。事業者はこうした従業員の実情と公平性、コストなどを考慮して、自転車通勤手当の支給額を検討することが重要です。

支給額を一律定額とする場合は、自転車通勤で最低限必要な額を下回らないように設定することが重要です。さらに、自転車通勤への転換を促すために、クルマ通勤が多い地方部では、クルマ通勤と同程度の手当を設定し、公共交通による通勤が多い都市部では、公共交通の定期代相当額を手当として支給するなど、日によって柔軟に交通手段を選択できるような手当の支給方法もあります。

なお、給与に加算して支給する通勤手当は、一定額を超える場合には非課税の対象外となることに留意する必要があります。

表 2 自転車通勤手当の支給額の設定方法例

| 支給額の設定方法 | | 支給額（月額）の一例 |
|--------------------|-------|---|
| ①一律定額で支給 | | 通勤距離にかかわらず 3,000 円 |
| ②距離に応じて支給 | | 2km 以上：2,000 円、さらに 1km につき 700 円加算 自動車通勤と同額を支給 (例：片道距離 [km] × 30 円/日) |
| ③定期代相当額を支給 | 一部を支給 | 公共交通機関の往復運賃 5 日分 |
| | 全額を支給 | 公共交通機関を使用した場合の運賃 |
| ④ ①～③のいずれか＋駐輪場代を支給 | | 定期乗車券の 30%、および駐輪場代 |

トピック

○都市部・地方部問わず、月間の駐輪場代は 1,501～3,000 円が最も多い

全国の自転車通勤者を対象とした調査結果より、都市部、地方部を問わず、月間の駐輪場代は 1,501～3,000 円だった従業員は全体の 47%を占めています。

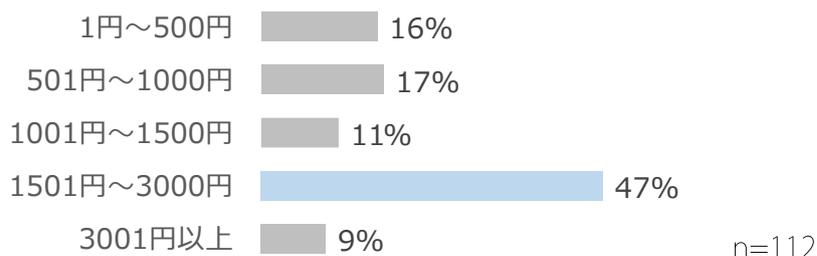


図 18 自転車通勤者の月額駐輪場代

【出典：自転車通勤者へのアンケート調査より（国土交通省、平成 30 年度）】

4 自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項

表 3 給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額

| 区分 | | 課税されない金額 |
|---|--------------------------------|--|
| ①交通機関又は有料道路を利用している人に支給する手当 | | 1か月あたりの合理的な運賃などの額 (最高限度 150,000円) |
| ②自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当 | 通勤距離が片道 55 km 以上である場合 | 31,600円 |
| | 通勤距離が片道 45 km 以上 55 km 未満である場合 | 28,000円 |
| | 通勤距離が片道 35 km 以上 45 km 未満である場合 | 24,400円 |
| | 通勤距離が片道 25 km 以上 35 km 未満である場合 | 18,700円 |
| | 通勤距離が片道 15 km 以上 25 km 未満である場合 | 12,900円 |
| | 通勤距離が片道 10 km 以上 15 km 未満である場合 | 7,100円 |
| | 通勤距離が片道 2 km 以上 10 km 未満である場合 | 4,200円 |
| | 通勤距離が片道 2 km 未満である場合 | (全額課税) |
| ③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券 | | 1か月あたりの合理的な運賃などの額 (最高限度 150,000円) |
| ④交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券 | | 1か月あたりの合理的な運賃などの額と②の金額との合計値 (最高限度 150,000円) |

【出典：国税庁ホームページより】

トピック

○日によって異なる交通手段を考慮し、自転車通勤手当を支給

ライトウェイプロダクツジャパン株式会社（本社：東京都豊島区）では、自転車通勤手当を、主たる通勤手段が自転車である場合とし、基準金額と公共交通機関利用時の手当支給額の半額と低い金額を通勤手当額として支給しています。なお、雨天・荒天・体調不良等の理由により、月間 1/3 の日数を公共交通機関利用した場合でも自転車通勤者の持ち出しにならないよう手当の支給を工夫しています。

【出典：ライトウェイプロダクツジャパン株式会社資料】

トピック

○シェアサイクルを活用して自転車通勤を促進

株式会社日本海コンサルタント（本社：石川県金沢市）では、金沢市から委託を受け、金沢市公共シェアサイクル「まちなり」の事業を運営しています。

2020年3月「まちなり」リニューアルにあたり、本社駐車場の一部に「まちなり」ポートを新設し、シェアサイクルを利用した自転車通勤を認め、シェアサイクル通勤の利用希望者に「まちなり」月額会員（基本料金）の通勤手当を支給しています。

本ポートは、設置より約3年が経過しましたが、通勤だけでなく、近隣住民や従業員の業務（市役所等への移動など）の交通手段として多く利用され、この地域にとって欠かせない公共交通の1つとなっています。業務の移動の際にシェアサイクルの利用を推奨することで、社用車移動が少なくなり、ガソリンの消費削減に繋がっています。



図 19 まちなりポートを利用する従業員の様子



図 20 シェアサイクル車体（電動アシスト自転車）

【出典：株式会社日本海コンサルタント資料】

(8) 安全教育・指導とルール・マナーの遵守

- 従業員に自転車の交通ルール・マナーを正しく理解させるとともに、その遵守を図る仕組みづくりが重要です

事故やトラブルを未然に防ぐためには、従業員に新しくなった「自転車安全利用五則（令和4年11月決定）」などの交通ルールや、マナーを正しく理解してもらう安全教育・指導を適切に行うことが重要です。また、従業員のルール・マナー遵守を図るため、自転車通勤の条件として「安全教育・指導の受講」を義務化するなどを検討することも重要です。

規定例

（安全教育・指導）

自転車通勤する者は、自転車の交通安全に関する教育・指導を受講すること。

（ルール・マナーの遵守）

自転車通勤する者は、交通規則や自転車の利用マナーを遵守すること。

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます



歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



図 21 自転車安全利用五則（令和4年11月決定）

【出典：内閣府 HP】

表 4 安全教育・指導の種類

| 安全教育の方法 |
|---------------------------------------|
| ① 交通ルール・マナー講習などの座学 |
| ② スケアード・ストレイト（スタントマンによる事故危険シーンの実演・鑑賞） |
| ③ 実際に自転車に乗って安全運転を学ぶ講習 |
| ④ 自転車シミュレータによる安全運転の体験 |
| ⑤ eラーニングといったインターネットなどを利用した学習 |

トピック

○オンライン上の学習教材を用いた従業員への安全教育の実施

株式会社はてな（本社：京都府京都市）では、オンライン上において、学習教材（内閣府発行の「自転車交通安全講座」等）を用いた従業員への安全教育を実施しており、従業員は各自で学習を進め、確認テストで理解度をチェックする仕組みとなっています。

自転車安全教育2023 理解度チェック

はてな従業員への自転車安全運転教育のための理解度テストです
以下の設問は、すべて**自転車に乗っている状態**として回答してください
回答後に「スコアを表示」を押すと、ご自身の点数が確認できます。間違った箇所があれば見直すようにしてください
回答必須が6問、そのあとに道交法も含めた簡単な自転車ルールを学べるクイズを5問設定しています。自信のある方は、全問正解を目指してください！

1. 自転車の走行区分についての以下の文章。カッコに当てはまる、正 * 1ポイント
しい組み合わせは？
(1) が原則、(2) を通行、(3) が例外、歩行者を優先

1. 車道 2. 左側 3. 歩道
 1. 歩道 2. 右側 3. 車道
 1. 車道 2. 右側 3. 歩道
 1. 歩道 2. 左側 3. 車道

2. 自転車に関する以下のコメントで、正しいのはどれ？ * 1ポイント

a.夜間にライトをつけるのは、進行方向の安全確認をするためだけである
b.（今日このあと飲み会だけ。自転車だけど...ま、乗って帰っても大丈夫っしょ！）
c.死亡事故の一番の原因は、身体の打撲。ヘルメットは事故の減少にはあまり関係ない
d.自転車に乗っていて、雨が降ってきたので、傘をさして進行した

ぜんぶ正解
 a.
 b.
 c.
 d.
 ぜんぶ間違い

図 22 理解度をチェックするオンライン確認テスト

【出典：株式会社はてな資料】

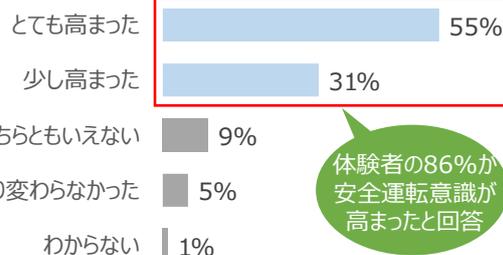
トピック

○自転車シミュレータを用いた安全教育により、体験者の8割以上で安全運転意識の向上に効果アリ

職場の空きスペースを活用して、誰でも安全に自転車の運転を体験しながら自転車ルールを学ぶことができる自転車シミュレータでは、その体験者の8割以上で安全運転意識の向上に効果があったという結果が出ています。



自転車の安全運転意識は高まったか



体験者の86%が安全運転意識が高まったと回答

N=222

図 23 自転車シミュレータを用いた安全教育の様子（左）とその効果（右）

【出典：自転車シミュレータ「C-Tips」資料より】

トピック

○通勤ヒヤリハットマップの作成

株式会社マスター（本社：大阪府堺市）では、「通勤ヒヤリハットマップ」を自主作成し、安全教育に活用しています。また、ヒヤリハット対策の一環として、事務所入口付近にミラーを設置しています。

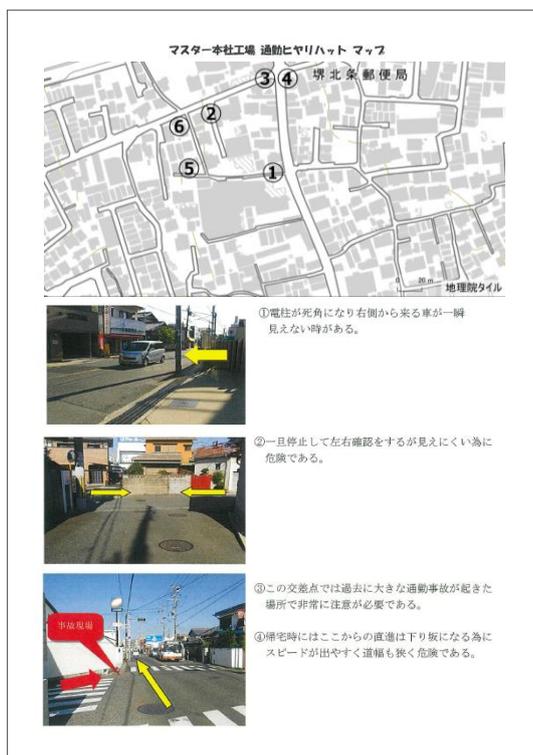


図 24 通勤ヒヤリハットマップ

【出典：株式会社マスター資料】

(9) 事故時の対応

- 事故時に事業者・従業員の双方が行うべきこと明確にしたマニュアル、緊急連絡体制の作成と周知が必要です

従業員が自転車通勤途中で事故を起こした際は、人命第一を基本として、道路交通法で定められた措置を冷静に行う必要があります。そのためには、事故時の対応を事業者・従業員の双方があらかじめ把握しておくこと、従業員から会社への報告も忘れずに行うことが重要となります。

そこで、事業者・従業員が事故時に行うべきことを明確にしたマニュアル(優先順位と手順)と緊急連絡体制を作成し、従業員へ周知することが必要となります。

規定例

(事故時の対応)

自転車通勤途上に交通事故の当事者となった場合は、負傷者の救護および警察への届出を行うとともに、速やかに会社に報告し、会社の指示に従って行動しなければならない。

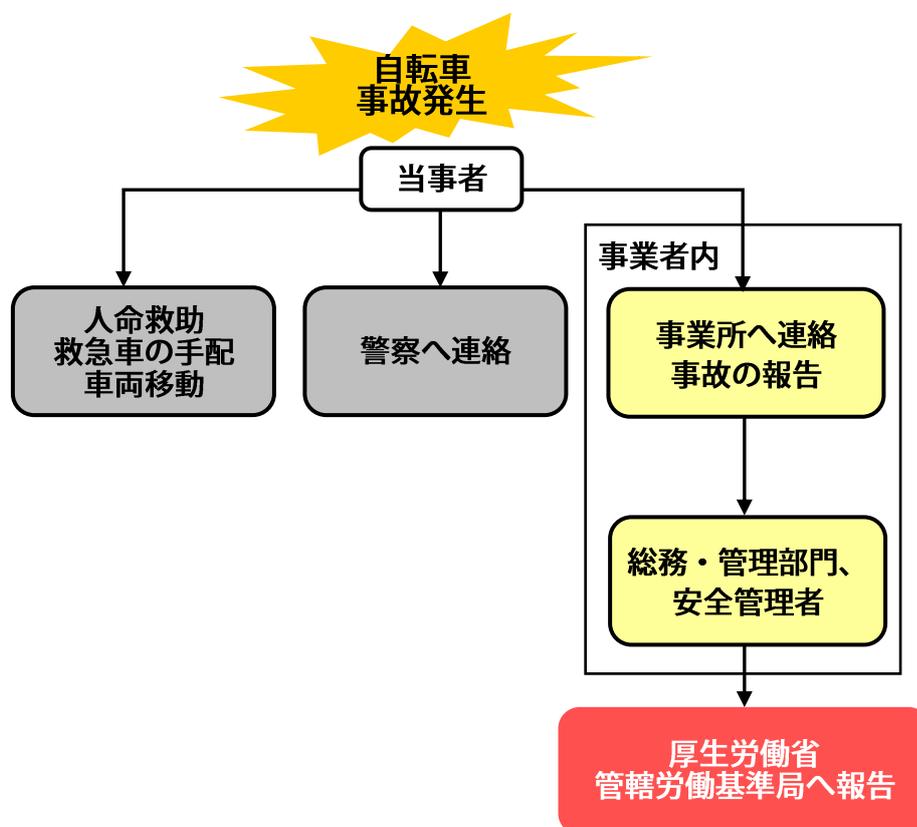


図 25 自転車事故直後の対応の例

4 自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項

表 5 会社への報告マニュアル例

| 手順 | 連絡内容 | |
|----|-------|---|
| 1 | 発信者 | 〇〇〇〇〇〇（部署名）の〇〇〇〇（氏名） |
| 2 | いつ | 〇月〇日〇時〇分頃 |
| 3 | どこで | 〇〇市〇〇町、国道〇号〇kmなど |
| 4 | 事故概要 | 〇〇事故 |
| 5 | 誰が | 被災者および加害者 |
| 6 | どうした | 物損や怪我の程度、第三者影響を知らせる ＜例＞自転車が凹んだ～自転車が破、自ら動けない～作業員が骨折したが、命に係らないなど |
| 7 | 今後の対応 | 病院搬送や警察への連絡などを知らせ、すべき対応などの指示を請う |

※被災者救護・関係機関への連絡、事故対応は、現場の協力者、上長、事故処理の支援社員と協働し、落ち着いて実施する

(10) 自転車損害賠償責任保険等への加入

- 従業員・事業者とも「自転車損害賠償責任保険等」への加入が必要です。また、賠償額は1億円以上であることが望めます
- シェアサイクルを利用する際は、当該シェアサイクル事業者が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認することが重要です

通勤時に従業員が他人を死傷させた場合や他人の物を壊した場合に発生した対人・対物賠償責任は従業員自身が負いますが、事業活動中の事故であると認められた場合、事業者の使用者責任が問われ損害賠償責任を負うことになります。そのため、従業員だけでなく、事業者も損害賠償責任に備え、対人・対物への損害賠償を補償する「自転車損害賠償責任保険等」への加入が必要となります。賠償額は1億円以上であることが望めます。

また、労働災害として認定された場合、従業員の負傷等の補償に労災保険が適用されますが、対人・対物賠償責任に対して労災保険による補償は適用されないことに留意が必要です。

- 「自転車事故の責任」は p.40 を参照してください。
- 「労働災害とは」は p.43 を参照してください。

また、従業員が負傷した場合、労働災害として認められなければ、健康保険が適用され、医療費の一部は従業員の自己負担となります。そのため、従業員は民間保険会社が販売する「傷害保険」にも加入することが望めます。

- 「通勤災害で認定されるケース・認定されないケース」は p.44 を参照してください。

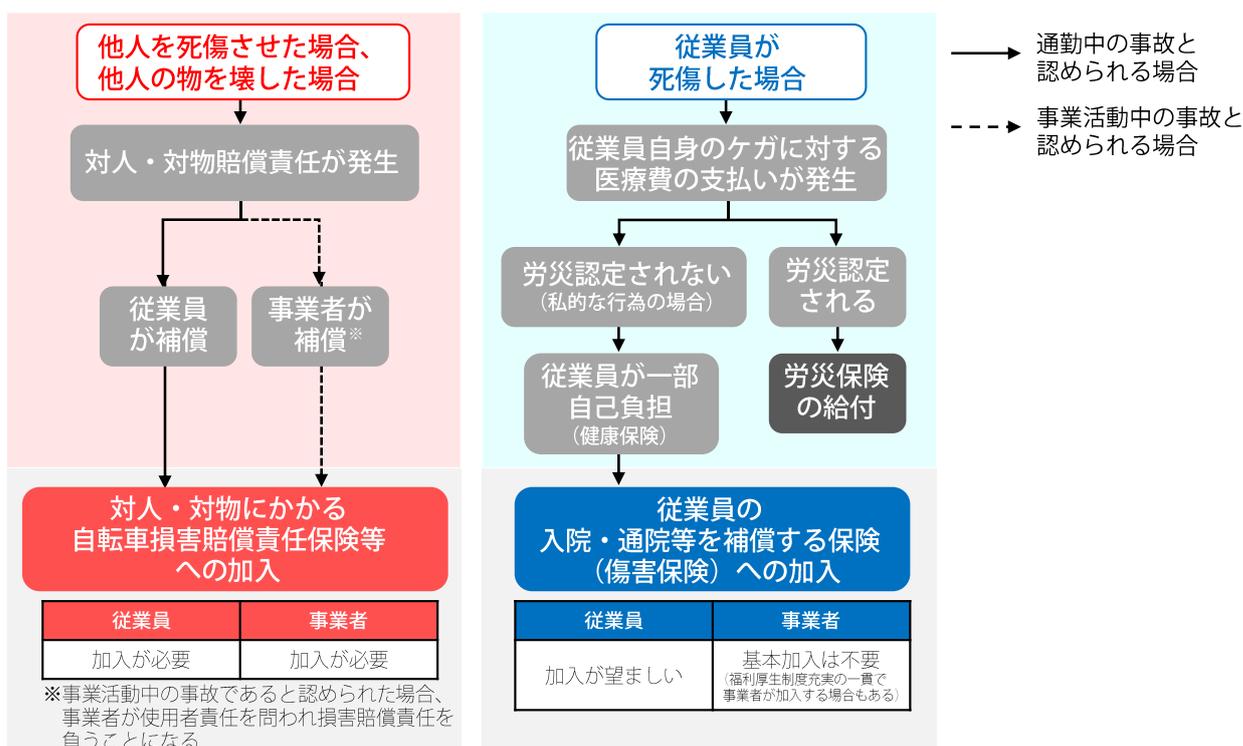


図 26 自転車通勤をする際に従業員・事業者が加入すべき保険

4 自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項

自転車損害賠償責任保険等は種類に応じてその補償内容や補償限度額が異なることに留意する必要があります。代表的な例を下表のとおりです。事業者はこれらの違いを踏まえて、どのように保険に加入すべきかを検討する必要があります。

労災認定されない
場合に備え

表 6 保険加入により適用される補償

| 保険の種類 | 加入者 | 保険対象 | 補償内容 | | 1回の事故の 損害賠償補償 限度額 |
|------------------------------|--------------|------------|------------------|-------------------|--------------------------------|
| | | | 従業員向け 入院・通院補償 | 対人・対物への 損害賠償補償 | |
| 自転車利用者向けの パッケージ保険 | 従業員 | 従業員 | ○ | ○ (通勤目的のみ適用) | 1～3億円程度 |
| 自動車保険の 個人賠償責任 補償特約 | 従業員 | 従業員 | — | ○ (通勤目的のみ適用) | 1億円程度 |
| TSマーク 付帯保険*1 (自転車向け保険) | 従業員 又は事業者 | 自転車 搭乗者 | △ (通院補償なし) | △ (対物損害賠償補償なし) | 青：1,000万円 赤：1億円 緑：1億円 ※2 |
| 団体保険*3 (任意加入型) | 従業員 | 従業員 | ○ | ○ (通勤目的のみ適用) | 1億円程度 |
| 団体保険*3 (全員加入型) | 事業者 | 従業員 | ○ | ○ (通勤目的のみ適用) | 1億円程度 |
| 施設賠償 責任保険 | 事業者 | 事業者 | — | ○ (業務目的のみ適用) | 1～3億円程度 |

※1：TSマーク付帯保険とは、自転車安全整備店で点検・整備をした普通自転車に貼付されるTSマークに付帯するもので、自転車事故が起こった際の補償は搭乗者に適用されます。

※2：第三种TSマーク（緑色）が令和4年12月から運用開始。全ての人身事故が賠償責任補償の支払対象。

※3：団体保険とは、事業者が保険会社と契約する保険契約となり、「任意加入型」、「全員加入型」の2種類があります。

また、団体保険に入るメリットは次のとおりです。

- 保険料が団体割引で安くなる
- 上記より、従業員に必要な保険の加入促進につながる
- 従業員の加入状況を簡単に確認できる

なお、シェアサイクルを自転車通勤手段として利用する際は、以下の点に留意する必要があります。

- 当該シェアサイクル事業者が自転車損害賠償責任保険等に加入しているか確認する
- 当該シェアサイクル事業者が未加入の場合、従業員自身で加入する必要がある

一般社団法人日本損害保険協会のWEB サイト
(<https://www.sonpo.or.jp/about/useful/jitensya/index.html>)
では自転車事故と保険に関する情報を提供しています。



4 自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項

○ 地方公共団体で条例制定による義務化の動きが広がっています。

自転車事故における被害者救済の観点から、条例により自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化する動きが広がっています。自転車損害賠償責任保険等への加入義務化の条例改正は平成27年10月に初めて兵庫県で導入され、その後、多くの地方公共団体で義務化や努力義務とする条例が定められています。

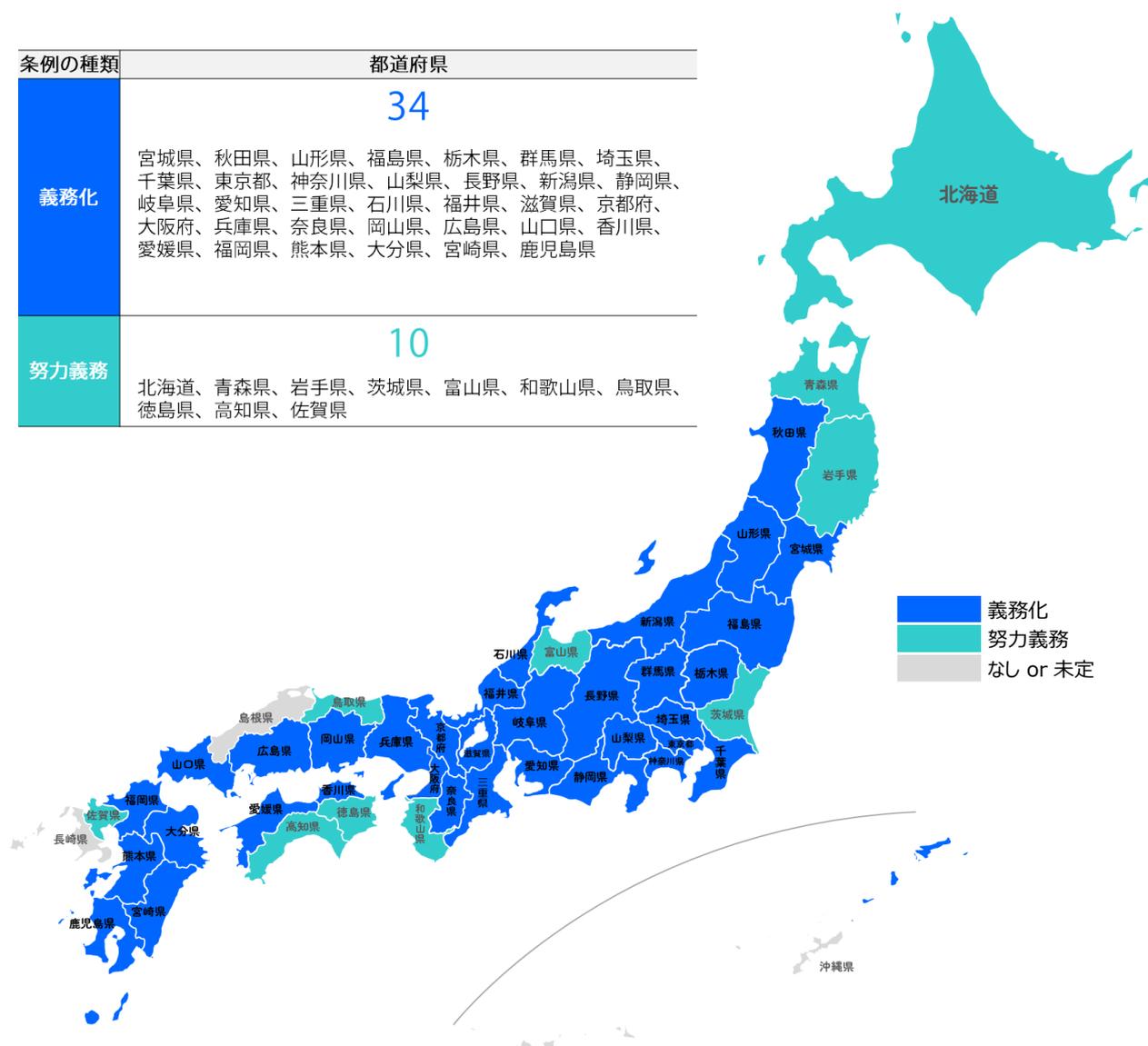


図 27 地方公共団体の条例の制定状況(令和6年4月1日現在)

自転車活用推進官民連携協議会の WEB サイト (<https://www.jitensha-kyogikai.jp/project/>) では自転車損害賠償責任保険等に関する様々な情報を提供しています。



規定例

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

自転車通勤する者は、必ず従業員自身の怪我による入院・通院などが補償される保険と1億円以上の損害賠償を補償する保険に加入するとともに、保険証券の写しなど保険加入内容が確認できる書類を提出することとする。

(シェアサイクルの利用)

シェアサイクルを利用する場合も上記保険への加入を義務付けるものとする。

トピック

○自転車事故により1億円近い高額の賠償金が課せられるケースも

＜自転車事故による高額賠償事例＞

| 損害賠償額 | 事故の概要 |
|---------|--|
| 9,521万円 | 男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、平成25（2013）年7月4日判決) |
| 9,266万円 | 男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失など）が残った。 (東京地方裁判所、平成20年6月5日判決) |
| 6,779万円 | 男性が夕方の時間帯にペットボトルを片手に持ってスピードを落とさずに下り坂を走行して交差点に進入したところ、横断歩道を横断中だった38才の女性と衝突した。女性は脳挫傷などで3日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成15年9月30日判決) |
| 5,438万円 | 男性が昼間の時間帯、信号無視をして速いスピードで交差点に進入し、青信号で横断歩道を横断中だった55才の女性と衝突しました。女性は頭蓋内損傷などで11日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成19年4月11日判決) |
| 4,746万円 | 男性が昼間の時間帯、信号無視をして赤信号で交差点を直進し、青信号で横断歩道を歩行中だった75才の女性に衝突。女性は脳挫傷などで5日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成26年1月28日判決) |

【出典：一般社団法人日本損害保険協会】

(11) ヘルメットの着用

○ 道路交通法の一部改正により、ヘルメット着用が努力義務となりました。

令和5年4月1日に施行された「道路交通法の一部を改正する法律」（令和4年法律第32号）により、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。

乗車用ヘルメットに関する規定

- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

【該当規定】 道路交通法第63条の11

トピック

○ヘルメット着用等を、自転車通勤手当支給の条件として自転車通勤規程に規定 ○通勤用のヘルメットの価格帯に応じて購入補助金を支給

株式会社シマノでは、社員の健康増進、地球環境保全への配慮、自転車文化向上のために自転車通勤を奨励しており、社則「自転車通勤規程」を定めています。

自転車通勤者には、法令遵守はもとより、ヘルメット着用や自転車保険加入などを条件に、月額5,000円を支給するとともに、通勤目的でのヘルメットの購入には、その価格帯に応じて購入補助金を支給する制度も設けています。

表7 ヘルメット購入補助金の設定

| ヘルメット本体価格（消費税込） | 購入補助金額 |
|-----------------|--------|
| 5,000円以上 | 3,000円 |
| 10,000円以上 | 4,000円 |
| 20,000円以上 | 6,000円 |

【出典：株式会社シマノ】

トピック

○ヘルメット購入費用に対する補助を行う地方公共団体が増えています

自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務化により、住民のヘルメット購入費用に対する補助を行う地方公共団体が増えています。

表 8 地方公共団体におけるヘルメット購入費助成の取組事例

| 団体名 | 対象者 | 内容 |
|-------------|---|---|
| 宮城県 柴田町 | ◎町内に住所登録がある方 ◎年齢制限なし ◎過去に同補助を受けていない方 | 【助成額】 購入額の2分の1（10円未満切捨て）で、上限2,000円とする。 |
| 千葉県 野田市 | ◎市内在住 ◎年齢制限なし ◎過去に同補助を受けていない方 | 【助成額】 購入額の2分の1（100円未満切捨て）で、上限3,000円とする。 |
| 東京都 豊島区 | ◎区内在住 ◎年齢制限なし ◎区外在住で区内に在園・在学する中学生以下の方 | 【助成額】 2,000円（購入金額が2,000円未満の場合は、当該金額とする。） 【条 件】 指定する区内自転車販売店での購入 |
| 東京都 八王子市 | ◎交通安全講座の参加者 ◎市内に住所登録がある方 ◎年齢制限なし ◎過去に同補助を受けていない方 | 【助成額】 2,000円（購入金額が2,000円未満の場合は、当該金額とする。） 【条 件】 講座参加は小学3年生以上の方（小学2年生以下の子どもは、保護者の参加により助成券を配布する）。 |
| 愛知県 名古屋市 | ◎市内在住 ◎年齢制限なし ◎過去に同補助を受けていない方 | 【助成額】 購入額の2分の1（10円未満切捨て）で、上限2,000円とする。 【条 件】 自転車安全利用テキストにより自身で学習すること（窓口で受取またはサイトからダウンロード）。 |
| 愛知県 みよし市 | ◎市内在住 ◎過去に同補助金の交付（他市町村含む）を受けていない方 ◎年齢制限なし | 【助成額】 購入額の2分の1（100円未満切捨て）で、上限2,000円とする。 |
| 大阪府 忠岡町 | ◎町民 ◎中学3年生以下の子どもまたは65歳以上 ◎1人1回限り | 【助成額】 購入額の2分の1（100円未満切捨て）で、上限は子ども2,000円、65歳以上の方3,000円とする。 |
| 福岡県 吉富町 | ◎町内在住 ◎年齢制限なし | 【助成額】 購入額の2分の1（100円未満切捨て）で、上限2,000円とする。 |

【出典：各自治体ホームページの掲載情報より（令和6年7月4日時点）】

※ヘルメット購入費助成の取組に関する最新情報については、各地方公共団体のホームページを確認してください。

○ ヘルメット非着用では、致死率が着用時の約 2.1 倍に高まります

自転車乗用中死者の損傷部位は、頭部が約 6 割を占めています。従業員の安全性確保のために、ヘルメット着用を周知することが重要です。

規定例

(ヘルメットの着用)

自転車通勤する者は、ヘルメットの着用に努めること。

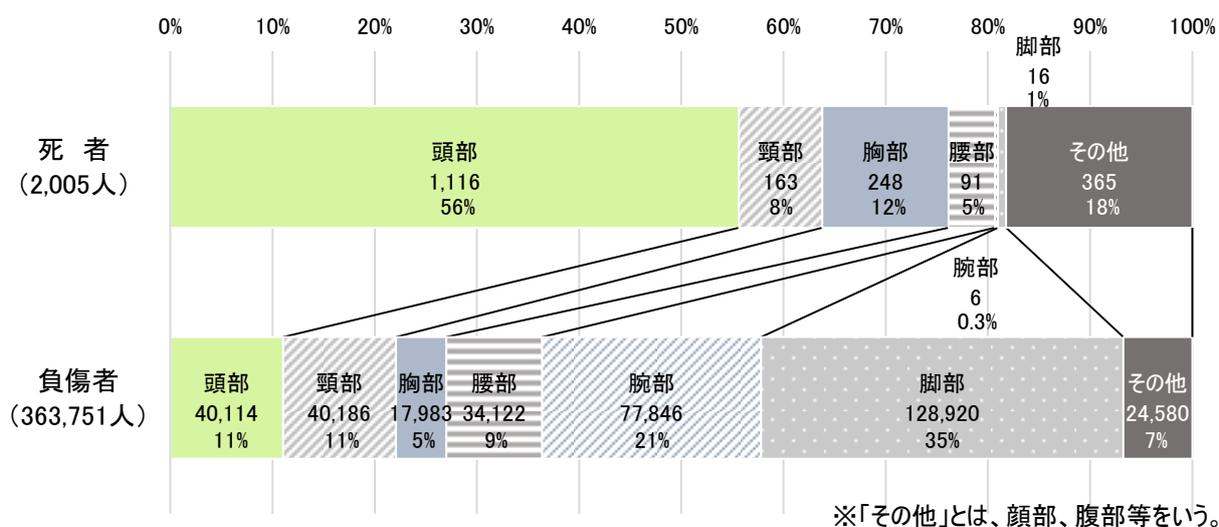


図 28 自転車乗用中死者・負傷者の人身損傷主部位比較 (平成 30 年～令和 4 年合計)

【出典：警察庁】

注：「人身損傷主部位」とは、損傷程度が最も重い部位（死亡の場合は致命傷の部位）をいう。
「その他」とは、顔部、腹部等をいう。



図 29 自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率比較 (平成 30 年～令和 4 年合計)

注：「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。

【出典：警察庁】

トピック

○大切な命を守るヘルメット～ヘルメットのおかげで九死に一生を得た事例～

愛媛県では、ヘルメットを着用していなければ死亡していたと推定される事故を紹介し、ヘルメット着用の重要性を啓発しています。

<事故の概要>

男性が自転車で道路左側を直進中、センターラインをはみ出して進行してきた普通乗用車と正面衝突しました。男性は、頭部を普通乗用車のフロントガラスに打ちつけ転倒し、脊椎骨折・肺挫傷等の重傷を負いましたが、ヘルメットを着用していたため、頭部に大きな損傷はありませんでした。



自転車は前後輪とも外れハンドルは変形、ヘルメットは右側頭部が破損

図 30 自転車・ヘルメットの損傷状況

【出典：愛媛県】

トピック

○安全規格に適合したマーク表示のあるヘルメットを着用することが重要です。

国内では、自転車に乗車する際に着用する乗車用ヘルメットについて、安全性等に関する公的な規格基準は、現在定められていませんが、任意規格として自転車の安全性に関する規格等への適合マーク（下図参照）が表示された乗車用ヘルメットが販売されています。一方、いずれの規格等への適合を示すマークも表示されていない商品も販売されており、それらの性能試験（独立行政法人国民生活センター実施）においては、ほとんどの商品が、衝撃吸収性、保持装置の強さ及び性能が国内任意規格である SG 基準を満たしていなかったという報告がされました。

自転車の乗車用ヘルメットは、乗車用としての安全性に係る規格等への適合が確認されている旨のマークが表示されているものを選択、着用することが重要です。



※他にも安全基準が存在します。

図 31 安全性に関する規格等への適合マークの例

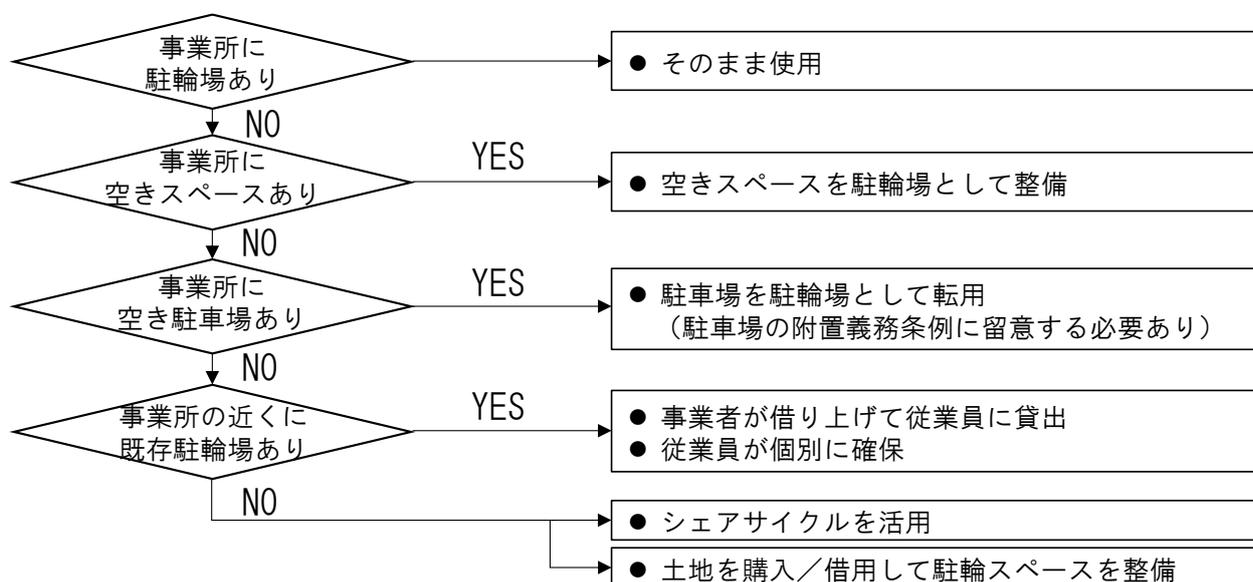
【出典：独立行政法人国民生活センター「自転車と特定小型原動機付自転車で着用が努力義務化された乗車用ヘルメット」より】

(12) 駐輪場の確保と利用の徹底

- 従業員の利便性とコストなどを考慮しながら駐輪場を確保し、従業員に正しく駐輪場を利用させることが重要です

従業員による放置自転車を発生させないためにも、事業者は駐輪場を確保し、従業員に正しく駐輪場を利用させる必要があります。

事業者は、コストと従業員の利便性（事業所に近くて便利な場所）などを考慮しながら駐輪場の確保について検討することが重要です（図 32）。なお、屋根がある駐輪場、盗難の心配が少ない屋内型の駐輪場などは、自転車通勤を促すインセンティブとなります。



※駅などについては、従業員による駐輪場の確保が必要

図 32 駐輪場確保のための検討フロー

事業者として駐輪場の確保が難しい場合は、従業員に周辺の駐輪場やシェアサイクルの利用を周知する必要がある、必要に応じてその費用を手当に含めるなどの対策を行うことが重要です。

また、従業員に駐輪場を正しく利用させるための周知を行うほか、従業員に駐輪場の確保と利用を義務づけるなど、正しい駐輪場の利用を促す仕組みづくりも重要です。

規定例

（駐輪場の利用）

自転車通勤する者は、駐輪が許可されている場所を確保するとともに、その駐輪場を正しく利用しなくてはならない。

トピック

○敷地内の空きスペースを活用して屋根付きの駐輪場を確保した事例

花王株式会社 和歌山工場は、自社の敷地内の空きスペースを活用して屋根付きの無料駐輪場 約100台分を整備し、毎年増加する従業員の自転車通勤に対応しています。



図 33 敷地内の空きスペースに屋根付き駐輪場を確保した例

【出典：花王株式会社資料】

トピック

○駐輪スペースのないオフィスの自転車利用者に近隣駐輪場代を補助する事例

コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社（本社：東京都港区）では、会社が定める駐輪スペースがない拠点まで自転車利用が認められたものに限って、駐輪場代相当を支給しています。

【出典：コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社資料】

トピック

○ビルフロアの一部に駐輪設備を設置した事例

株式会社ウェイブワン（本社：東京都渋谷区）では、ビル管理会社と相談の上、従業員用サイクルスタンドを廊下部分に設置しています。自転車はエレベーターにも載せることができます。



図 34 ビルフロアを活用した事例

【出典：株式会社ウェイブワン資料】

(13) 更衣室・ロッカー・シャワールームなど

○ 更衣室・ロッカー・シャワールームなどで自転車通勤が快適になります

従業員にとっての自転車通勤の悩みは汗をかき、衣服にしわが寄ってしまうことです。

事業所に更衣室やロッカー・シャワールームがある場合、自転車通勤者へ開放することで快適な自転車通勤の実現につながります。ない場合には、事業所内への整備を検討するほか、周辺に類似の施設があれば、その利用料金を手当てに含めるなどの検討も重要です。

また、事業所に空気入れや工具を用意しておくことは、安全・安心・快適な自転車通勤につながるとともに、従業員による自主的な自転車の点検・整備につながることから重要です。

規定例

(更衣室・ロッカー・シャワールームなどの利用)

自転車通勤する者は、事業所が指定する更衣室・ロッカー・シャワールームを利用できるものとする。

トピック

○スポーツバイクでも安心して駐輪でき、更衣室やロッカー、シャワーを備えた屋内型駐輪場サービスの事例

都市部などでは、スポーツバイクを利用する自転車通勤者でも安心して駐輪でき、更衣室、シャワー、ロッカーを利用できる屋内型駐輪場サービスが展開されています。



図 35 更衣室・ロッカー・シャワーを備えた屋内型駐輪場サービスの例

【出典：HIBIYA RIDE】

トピック

○自転車で通勤する従業員のために事業所に空気入れを設置した事例

花王株式会社 和歌山工場では、自転車で通勤する従業員のために、事業所に空気入れやコンプレッサーを設置し、適切なタイヤ空気圧による安全・快適な自転車通勤を促進しています。



図 36 事業所に空気入れを設置した例

【出典：花王株式会社資料】

(14) 申請・承認手続き

- 円滑な手続きなどのためには主管部署を定めるとともに、従業員への周知が重要です

制度設計や申請・承認手続き、安全管理などを円滑に行うには、それらを主管する部署を定めるとともに、申請の手続き方法などを従業員に周知することが重要です。

また、自転車通勤申請者を管理する方法の一つとして、許可証シールによる運用は、管理の簡素化と従業員の適切な自転車利用を促す上で有効です。

規定例

(主管部署)

自転車通勤に関する許可などの主管部署は、●●とする。

(許可申請)

自転車通勤を希望する者は、所定の申請様式を（主管部署）にて定める部署へ提出のうえ、許可を受けなければならない。

事業者は、自転車通勤を許可した者に対し、「許可証シール」を交付する。許可を受けた者は、それを速やかに自転車の視認できる箇所に貼付しなければならない。

トピック

○自転車通勤の「許可証シール」により管理の簡素化と従業員の意識啓発を両立

日本電子株式会社では、自転車通勤者に対し「駐輪証シール」を交付し、自転車の後輪泥除けカバーへの貼付けを義務化しており、管理の簡素化だけでなく従業員の自転車利用意識の啓発において一定の効果を上げています。



図 37 許可証シールの例

【出典：日本電子株式会社】